

## 相続財産清算人による相続手続のご案内

〈説明 2〉

項目	ご説明	補足
1. ご依頼人	相続財産清算人	
2. ご提出していただく書類	<p>① 相続手続依頼書</p> <p>② 相続財産清算人の選任審判書謄本（家庭裁判所）</p> <p>③ 相続財産清算人の印鑑証明書（弁護士の場合は、弁護士会発行の印鑑証明書で可）</p> <p>④ 被相続人の通帳・証書</p>	<p>②の書類提出後、相続センターから郵送いたします。</p> <p>死亡日の記載がある場合は、亡くなられた事実を確認するための書類の提出は不要です。</p> <p>「相続手続依頼書」の日付から起算して6か月以内に発行されたものをご提出ください。</p>
	<p>※お取引内容によっては、上記以外の書類のご提出をお願いする場合があります。</p>	
3. 「相続手続依頼書」のご記入内容	<p>① 日付欄</p> <p>② 代表者欄</p> <p>③ 相続手続方法欄</p> <p>④ 受取方法の選択欄</p> <p>⑤ 取引明細および承継一覧欄（裏面）</p>	<p>依頼書記入日をご記入ください。</p> <p>代表者欄の該当する関係にチェックいただき、おところ、おなまえ、実印による捺印をお願いします。</p> <p>「5. 相続財産清算人による手続」を指定してください。</p> <p>・相続預金等の受取方法の該当項目にチェックいただき、お振込みの場合は、振込先の金融機関名、支店名、預金科目、口座番号、口座名義人（カタカナ）を記入してください。          ・現金でお受取りの場合は別途受領書をご提出いただきます。          ※マル優扱い預金等にかかる追徴金または税金が発生した場合は、払戻金より差し引きいたします。</p>
4. その他ご連絡事項	<p>ご用意いただく書類は原本を提出してください。当行で写しをとり、原本をご返却いたします。</p>	

株式会社 百五銀行

共 50246 2/6 (2024. 2) ◎